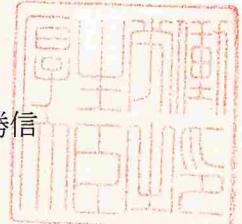


厚生労働省発健 0612 第 11 号
令和 2 年 6 月 12 日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所 弁護士 山中 理司 様

厚生労働大臣 加藤 勝信



令和 2 年 4 月 9 日付け（同月 13 日受付）の行政文書の開示請求（開第 183 号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定とした行政文書の名称

新型コロナウイルス感染症に関する隔離又は停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた場合、検疫法 35 条に基づく罰則が適用されるかどうかが分かる文書

2 不開示とした理由

上記 1 の文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます（決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があつたことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

3 担当課等 厚生労働省健康局結核感染症課 特定感染症係 TEL:03-5253-1111（内線 2097）